

福岡藩柵蠟仕組と藩国家への傾斜

藤本隆士

はじめに

前稿⁽¹⁾において、福岡藩の寛政八年（二七九六）の柵蠟仕組の施行をとりあげた。そこから浮かび上ってきたのが、二つの市場圏を抱えた本藩の流通構造であった。その一つは、東部四郡を貫流する遠賀川流域市場圏であり、他の一つは、城下町の、主として博多と直結する甘木街道の要として陸上交通を利用する藩南甘木宿を中心とした市場圏であつて、これら二つの市場圏の性格が相当に異なつてゐるという点であつた。第一に東部四郡は遠賀川という河川交通を持つのに対して、南部はいわゆる甘木街道という陸上交通の特質を持つてゐることが、大きな相違点として対置

されるであろう。

そこで節を改めて、二市場圏の若干の問題点を考察してみよう。

一 藩東遠賀川流域市場圏

藩南甘木宿を中心とする物流に比べて、長崎街道は幹線的流通路であつて、通説では長崎輸入物資・文化は筑前を通過したのみで、地元には影響することは少なかったといわれるのも否定できないであろうが、第一宿の遠賀郡黒崎は、薩摩藩など少休所として幾人かの商人が特権的応対をしていたようである。それ故、流域市場圏として藩東四郡を中心に考えれば、甘木宿市場圏に比べると、流通量は少



図1 遠賀川流域略図(香月靖晴著『遠賀川—流域の文化誌』より。西の連山〈縦線〉・南の連山〈横線〉引用者加筆)

なかつたと考えられる。それは地勢が大きく関わっており、東部四郡を主としてみると西側に北から西山・犬鳴山・八木山・龍王山・三郡山の山脈が南北に縦走し、南側は、太宰府付近で少し低地はあるが、そこから西へ大根地山・三ヶ山と山地になり、この二山の間を越す冷水峠の難所となる長崎街道と交わり、さらに東へ古処山・馬見山・嘉摩峠を経て釈迦ヶ岳へ、少し右肩下がりの東西山脈が連

らなる。この縦横L字型に東部四郡は抱えられて、箱庭的地形になっている。それ故、これら山塊を水源とした多くの河川が出来、最終的には直方で小倉藩から西流してきた彦山川と合流して遠賀川となっている(図1参照)。

これら多くの支流を集めた四郡の灌漑は豊富であり、近世村落地帯の形態に近いが、ただ四郡南部の穂波郡の一部は、秋月より馬見山を越えて秋月藩領が占めており、年貢

や特産品などは、本藩の遠賀川上流の嘉摩・穂波からの舟運を利用することになっている。

このような領国地域で、柵蠟仕組を始めねばならない。仕組奉行は、最初に説得に手を焼いた経験をもって、(寛政八年)木に赴き、其処の庄屋助右衛門の家に止宿した。遠賀川中流の重要拠点である。翌一八日早速、仕組の件を告げると「御仕組之儀奉畏」と順調に進んでゆく過程を、仕組奉行亀右衛門の記述は躍動し

て次の如く述べている。完璧なまでの仕組組織が出来上がったのであるから、少し長いが次に史料を引用しておこう。

^(二月)翌十八日、植木并木屋ノ瀬・直方之者板場之者共呼出、所存承り^ハ何れも御触之通御仕組之儀奉^レ旨申出^ハ、右ニ付若松口御蔵元并板場持之者^ハ六人程も年番相立、御銀子預り一式・蠟荷物請持船積等之仕法、追而被仰付儀も可有之^ハ旨申聞^ハ、庄屋助右衛門格別風俗宜ク寸志寄特之儀申出、且又右御仕組重畳宜舖相調^ハ様ニ出精可仕旨、兼而御郡奉行様^ハ被仰付^ハ、若松口御蔵元ニ被仰付^ハ御場所等御用ニ可被遊御座^ハ、若御用達も可仕^ハ者、若松江酒場も所持仕居申^ハ、随分家居等も御用達可仕旨申出、且又植木・木屋ノ瀬・直方庄屋等寸志寄特ニ申談^ハ故、植木ニ蠟会所早速取建、蠟荷取集^ハ而大坂表江船積仕、壹番ニ大坂表江積登、其後追々益出情仕^ハ故、東郡速ニ御仕組相調^ハ、畢竟ハ御郡奉行衆^ハ委敷御仕組相立^ハ様ニ申付有之^ハ故、遠賀・鞍手両郡不殘能御仕組之儀帰服仕^ハ、若宮河内杯櫛実余分之儀ニ而、大板場も段々居申^ハ、植木・木屋ノ瀬・直方庄屋格別出情様々心配仕^ハ

故、東郡之方至而宜、第一番ニ御仕組調申^ハ事^(史料)

と、安堵の上、年番をきめた。若松口として「植木町ニ而綿屋次右衛門・同所 綿屋太右衛門・同所 新屋勘次郎、木屋ノ瀬ニ而柏屋勘十郎・同所 米屋善五郎、直方町ニ而庄屋米屋仁左衛門」^(史料)の六人である。

このように遠賀川流域圏は、一応、基本体制は、整った。このように積極的に藩の仕組に乗じて商品流通を進めようとするこの市場圏の発展程度を示す商品貨幣経済は、藩南市場圏と不均等発展を物語るものである。

二 藩南甘木宿市場圏と仕組への抵抗

甘木街道のほぼ中央に位して、西は城下町博多に通じ、東は隣藩天領日田に連る動脈となつて、流通の役割りを果たしていた。さらに二つの条件をあげておけば、一つは支藩秋月の城下と近く、商業はむしろ甘木の方が盛んであり、本藩が秋月を支藩とする時、夜須郡にある甘木は本藩支配とし掌握して離さなかつたのは当然であろう。もう一つは南側は筑後川に近く、水運の便もある程度利用できたことである。九州最大の筑後川は若津港に連り、有明海を通じて長崎や瀬戸内・上方と直結できるルートであつたから、

専売制による統制も、すべての抜荷を把握することは不可能であったと思われる。

概要は前稿で述べたから、ここでは問題点のみに触れておこう。

甘木宿周辺は柵の木が多く、集荷した柵の実は殆ど甘木を中心に、板場へ持ちこまれて蠟が生産されたと思われるが、在方にも板場があつて、そこですでに生蠟にされて、甘木へ持ちこまれるのも多かつたと考えられる。それ故、前稿で述べた朝日村大庄屋の平内という者が代表で、仕組反対の願い書を提出してきた。これは日付は逆になつたが、前節で述べた藩東遠賀川流域市場圏と対照的であつた。平内という反対理由は、甘木宿のみならず、周辺地の関連柵蠟経営者一同が困るといふので、既に広く蠟生産組織ができ上つていたと思われる。平内は仕組施行がなければ銀二貫目の運上銀を寸志として納めても良い、というのである。これは彼一人が上納するのではなく、関連業者から集められるものと考えるのが当然であろう。生産と流通の市場圏を示唆している。

このような抵抗があつたので、遠賀川流域の、仕組への積極的対応に奉行亀右衛門は安堵したのである。そこで早

速、藩東の若松口に対して、こちらは博多口の会所年番六人を選定した。まず福岡西町の富田屋九右衛門・博多浜口町浜の油屋録助・同所土居町釜屋惣右衛門・同所浜口町浜八尋久次・博多浜口町浜安武甚吉・同所川口町紅粉屋次六(史料3)がそれである。

甘木街道は、終着博多口に柵実や柵蠟を集荷し、会所の諸手続きをして、博多より大坂へ積帆した。若松口は川ひらた船で遠賀川を下つてきた積荷を洞海湾から出してゆくため、外洋船に積みかえて上方へ送り出す要の役を果たした。それに比べれば、城下の博多は伝統も規模も大きく、上方大坂への積送は最初から外洋船が用いられたのは当然である。

先にあげた土居町の釜屋惣右衛門は、多くの問屋・生産者を従えた板場であつて、後に「釜惣」と呼ばれる豪商になるのであるが、このような柵蠟生産と販売||上方への搬送をする経済構造がすでに出来ており、それが藩南市場圏を基盤として広範な生産力と市場、つまり関連する柵実育成者・仲買集荷商人・問屋層商人・板場生産者と多くの業者がいたので、運上銀も上納していた位であつた。そのような特産品組織の利潤獲得者がいたら、急に藩が一手に掌

握する専売制を仕組むと言われれば、反対の強力な抵抗を示すのは当然であった。藩東市場の態度と異なるのは自然の表現であろう。

三 柙蠟仕組と為替銀

これまで、柙蠟を商品として、主として大坂に納屋物として積み上せをしていたのが、藩権力による仕組として、蔵物に柙蠟が取り扱われることになるのであるから、当然その商品としての柙蠟販売の方法が激変し、藩も業者も共に対応の姿勢は変化する。中でも今まで自由に販売していた経済行為で一番影響をうけるのは、販売という商行為であろう。それは商品販売という基本的な行為、商品を販売して、購買者から貨幣を受取るか、又は掛売りして手形をもらうかであった。ところが仕組になると、柙蠟商品を藩の機関、会所に納入する商人となり、その代金をどのような形で受取るか、そして、それを何時受取るか、つまり売と買の間に時間的ズレが生じる。つまり商人が商品を売り、会所が買い上げるのであるから、藩からどのような貨幣を受取るかが問題となる。史料によると次のように述べられている。

一、追々柙蠟荷物差出^ハ故、為替銀無之^ハ而ハ相済不申旨申出^ハ処、十一月晦日御当用^ハ御取替ニ而、御銀子八拾貫目御渡方ニ相成、証拠龜右衛門仕出、急渡リニ而即日ニ相済、若松口江銀五拾貫目、博多口江銀三拾貫目相渡^ハ、尤年番之者^ハ御銀預リ証文為差出、一ヶ月切ニ勘定相立させ^ハ、右年番^ハ差出^ハ御銀子預リ証文は、御殿内何方江成リ共被召置被下^ハ様申出^ハ処、西皿山御仕組銀借シ付証文之通封シ、御用所江差出置^ハ様与大夫殿被申聞^ハニ付、封シ^ハ而追々ニ与大夫殿手元江差出置^ハ事^(史料4)

と、会所に渡した柙蠟商人は為替銀を受取ることとなる。

これは為替銀という手形であつて、藩札の一種と考えてよからう。問題はその価格である。荷主が会所へ売ると

尤右為替銀ヲ相渡置^ハ趣ハ手形ニ書込、荷主江年番^ハ相渡^ハ、(中略)大坂表ニ而御売払相済、仕切状下^ハり^(史料5)

上、銀子と右之預りと引替^ハ筈ニ相究^ハ

と為替銀^ハ預リ手形を受取つておくことになる。なぜならば、大坂で商品として売られ、そこで価格が決まるのであるから、決つたら仕切状が送つて来た上で、銀子が預り手形と引替えに荷主に渡されることになっている。とすれば

為替手形であるから、荷主は仕切状が届いて決済されるまで債権者であり、藩の会所は債務者となつていたのである。このように売買実体を見ると、銀為替は明らかに信用貨幣である。つまり藩札の中には一般に発行される、藩権力を背景としての兌換又は不換紙幣と為替銀のような手形とがあり、後者は明らかに作道洋太郎という信用貨幣（通貨）であつて、期限あるいは仕切状が届けば、支払決済手段としての貨幣が支払われることになる。しかしこれは蠟が入札されるか他の手段であるかともかく、売れた時の結果である。ところが、今まで納屋物として、商人の手で販売されていたものが、この仕組によつて藩の専売品、蔵物として取り扱われることになるのであるから、蔵屋敷で役人の手で処理されることになる。購買者、つまり蔵屋敷出入りの商人や問屋仲買人は手続きその他、諸々の変化を蒙らねばならないようになる。早速、大坂加嶋屋作五郎より蔵屋舗へ、そして大坂蠟問屋中より加嶋屋作五郎へ口上書や書状が提出されることになった。

口 上

一 御国益生蠟仕組一件之儀、最前堺屋四郎右衛門・練屋市右衛門・新屋勘次郎右三人に於当地売捌等之儀相談

有之、取結致居^い処、今度御上之御仕組ニ相成、全之御蔵物ニ被為成^い由、依之私儀蠟方御支配并御仕組銀出銀仕^い様、可被為仰付趣ヲ以、御尋之次第奉承知^い、然ル^い処、最前右三人に申談取引いたし来^いとは、何角振合変^い事も有之、且病身ニ御座^い而是迄逆も御屋舗江出勤得^い不仕、私御大切之御用向奉蒙仰相勤^い事、何とも奉恐入^い儀ニ御座^い故、一旦御断奉申上^い得共、猶又御入訳被仰下^いニ付、得と相考初発^い私存込通り左之趣ニ被為仰付被下^いは、外実難有御請可奉申上^い

一 蠟方御支配之儀、大坂御蔵屋舗江為御登荷物御蔵入・御蔵出并入札之節、立合代銀請取方且右代銀或は御国下シ或ハ為御替渡り等之御世話相勤^い而已計者、御請可申上、蠟方御用銀と唱^い而之出銀ハ、内外差障之儀御座^いニ付、一切御請不奉申上^い事

右之通ニ而被為仰付^い御儀ニ御座^いは、難有御請奉申上度^い

一 蠟方之儀ハ前文之次第二御座^い、自然蠟方御蔵元杯被為仰付^い上、御用銀一切相勤不申^いも、心底相済不申^いニ付、蠟方ヲ離レ只今迄御館入方方調達被致^い通之

御用銀之廉江御取入ニ相成ハ御儀ニ御座ハは、銀貳百

貫目調達仕度奉存ハ、此儀ハ蠟方とは別段之事故、追

而相願可申事ニ御座ハ得共、今般以序奉願上置ハ、右

夫々宜御聞達可被成下ハ様、奉願ハ、以上

加嶋屋 作 五 郎

病氣ニ付 代、次 助

辰十二月五日

元田孫平次様

戸田新七様(史料6)

右に見られるように、今までの商人仲間との結びつきもあり、そこで相談の結果、蔵物となった蠟の取扱いはお断りしたい、と申し出ることになった。それは仲間三人と今まで通りにはゆかず、蠟の商売が足なみを揃えにくくなるだろうから、というのである。しかし、蠟の取扱以外の蠟代銀のお国下しや為替銀など、代銀銭に限っては、従来通り取扱いは致します、と妥協条件で切り抜けようとしているのである。さらに蔵屋敷出入の加嶋屋に繋がる蠟問屋が、今までのように、納屋物蠟を取り扱い、入札などしていたのだが、御蔵屋敷で役人の支配・管理になったら渡世もままならぬ状態になって難渋するので困るという訴え

を加嶋屋へ行った。その要点の史料を次に掲げておこう。

加嶋屋作五郎様

生蠟問屋中

(前略) 然は此度筑前御国中生蠟之儀、願人有之一手ニ当地御蔵屋舖江登り込、売捌方貴家様江御引受被成ハ趣承知仕ハ、此儀諸国方当地江登り込ハ生蠟高、十ヲ之内八歩ハ筑前蠟ニ而、当地蠟問屋共渡世第一之儀ニ御座ハ、然処右体ニ相成ハ而ハ問屋共渡世ニ相離、身薄キ者とハ乍申、先祖方仕来りハ商売相止可申段、歎ケ敷仕合奉存ハ、尤御国許板場衆中一統差支難渋之段、追々御訴被申出ハ趣承知仕ハ所、貴家様御儀右願人又ハ御引請共相聞申ハ、御家柄之儀ニ御座ハ得は、ケ様之不実成企事ニ御加り可被成儀ハ有之間敷奉存ハ得共、多人数之者共被世差支之儀、全御心付無之哉ニ奉存ハ、問屋共ハ勿論生蠟ニ携りハ者共必至と難渋仕、召仕之者は不及申、仲師末々之者迄及飢寒申ハ儀ニ御座ハニ付、実々多人数御救ニ御座ハ間、偏御賢慮之程奉願上ハ、右ニ付不得止事仲間之者とも一統御店江推参仕、御願申上度申合羅在ハ得共、人数之儀ニ付、騒舗思召入如何敷奉存ハニ付、先書面ヲ以、右之段御願申上ハ、以上

(寛政八年)
十二月七日

と生蠟問屋たちは、激しい申立てをしている。仕法が施行されれば、問屋たちは勿論、多くの者が困って生活できなくなるから、皆で訴えに参集したいが、それでは騒しくなるので一応書面で申し上げます、というのである。それに加え、聞くところによれば、御国許つまり筑前でも板場たちが難渋し、追々訴えようとしている由であるから、仕法の施行にうまく対応されたい、と書面で激しく訴えている。これが仕法を始めた年末(寛政八年)十二月七日である。

藩と現実に商品を取り扱う組織の間で、加嶋屋作五郎は、病気を理由に引退し、同じ加嶋屋久右衛門に引請けさせて、藩の了承をとる対応に出た。同じ加嶋屋だから、作五郎と久右衛門の関係は明らかではないが、一族の者と考えてみても、好妙な処置に出たものである。それにしても、筑前の板場たちの動きまで把握しての抵抗であって、如何に従来の納屋物としての生蠟商売が、大きな相互関係組織であるかを示している。さらに大坂生蠟市場の八割が筑前蠟であったというにいたってはその数がどれほど正確かは不明だが大きな取引市場であったことは間違いないだろう。それにもかかわらず、藩の財政は、強行に仕法を買い

ていく途しか残っていなかった。

それにしても、右に掲げた生蠟問屋中が言うように、「先祖方仕来」る蠟商人の伝統が脅かされるほど、あるいは「及飢寒」んで苦勞するほど単品取り扱い商人が多くなっていたのであろうか、書簡の文言通りに受取るのものがかと思うが、地方の領国政策の遂行で打撃を受けるのは確かであろう。商品は売れてこそ、価値実現がなされるのであるから、大坂という幕府直轄の中央市場が、受け入れを渋るという時代の変化は看取されると考える。

領内の方は、何はともあれ強力に生蠟大坂登せを可能にする体制を進めているのだから、中央市場側の柔軟な対応がなされることを切望している。にもかかわらず、加嶋屋から問屋仲買共に入札をするよう申談したところ

(前略) 問屋仲買共是迄大坂表ニ御蔵蠟と申ハ者七倉
方外無之ハ、八蔵ニ相成ハ而ハ法式も乱レ、其外問屋
仲買共、難渋之次第も御座ハニ付、入札の儀ハ御断申
上ハ、尤直組売ニ被仰付ハは、随分入札可仕ハ得共、
御米同前ニ御札払ニ御座ハハ、決而入札之儀御断申
上ハ由二而、一向ニ入札不仕ハ故、甚御仕組指問二相
成、成就仕兼段々隙取申ハ事(史料8)

と加嶋屋の申入れにも従わず、大坂の蔵蠟は七倉であつて、八倉になると「法式も乱レ」てくるし、色々問屋仲買共も難渋するとしながら「直組売」、つまり今まで通りの納屋物扱いならば入札に応じてよいという素振りをみせながら、蔵米のように「御札払」ならばやはりお断りするといふ強い抵抗である。ここで今ある販売組織が乱れること、さらに現品渡しではなく札払いが行なわれるならば入札しないと、藩側の権力的組織での商品販売の方法を痛烈に批判している。「御売払之御手段出来不仕」ほとほと手を焼いているのである。せっかく、領内の体制が整つたのに、ここで生命がけの飛躍といわれる販売が頓挫しては、仕組全体が成り立たなくなる瀬戸ぎわに立たされた感がある。にもかかわらず藩内では着々と蠟荷大坂登せに着手している。

一大坂表御仕組一円相調兼申、左^ハ而旧各^ハ大坂表江積登せ^ハ蠟荷追々余分ニ相集り、以上六千俵余ニ相成^ハ、大坂表蠟荷余分ニ相成^ハ而ハ、入札仕^ハニ相成^ハ而、自然と直段下直ニも相成可申^ハ間、今暫大坂表御仕組相調^ハ迄、蠟荷積登せ^ハ事見合せ置^ハ様、清大夫殿^ハ与大夫殿迄申^ハ由、与大夫殿被仰聞^ハニ付、六

月五日博多舟番神丸切ニ積登せ見合申^ハ、然^ハ御國中板場中^ハハ追々蠟荷差出^ハ故、為替銀相渡不申^ハ而相濟不申段申出^ハ処、御当用御銀子之内^ハ追々御取替ニ相成、六月十日迄以上千百貫目ニ相成^ハ、博多・若松兩所御蔵元ニ積登せ見合ニ相成^ハ已後、相集り申^ハ蠟荷、凡式千六百俵余ニ相成^ハ得共、右御銀子ヲ以為替銀并中渡り銀其外運賃・両会所取立諸雜用銀等少しも無差問相調申^ハ事。

右の史料では、二つの大きな問題が語られている。一つは、大坂側の受入れ態勢がいまだ整わないのに、蠟荷はすでに六、〇〇〇俵以上送りつけられていること。これでは売値は下るだろうから、六月五日の番神丸までで積送を一時的に合わせる事になった。そこで第二の問題が生じた。板場生産は続けられているのだから、積送中止になつても、六月一〇日になつたら、千百貫もの積送分・滞溜分が出来た。勿論、それにも困るのだが、板場荷主への代銀支払いに二、六〇〇俵余の引換えを行なわねばならなくなつたことである。それには為替銀ならびに中渡り銀、そのほか運賃や雑用費まで支払われることになつたが、これは為替銀準備で済まされた。

藩内の仕組で生産・積送が行われる段階まで可能になっているのに、大坂中央市場が受け入れなければ、商品の貨幣への姿態転換ができないので、折角の藩権力の総てをかけた経済・財政打開の途は閉ざされることになる。確かに販売という経済活動の難しさを示唆するものである。しかしこの状態を、藩は総力をあげて打開しなければ、仕法そのものが完成しないのである。このような情況にいかに対処するかが次の問題である。この史料の結末は、その打開過程を辿っている。

(前略) 大坂表江最早六千俵余差登せ申^い得共、一円問屋共入札仕買取不申^い二付、御国中板場共何分難渡仕^い、大坂表^ち追々御模様申来^い得共、委舗次第相分り兼申^い二付、(中略) 同廿七日朝亀右衛門福岡表出立(史料10)
仕(下略)

と仕組奉行自ら上坂のため福岡を出発した。途中なるべく早く着坂する努力を重ねて「同五日昼前大坂着船」した。直ちに蔵屋敷に趣き、調査を始めた。

大坂滞留中清大夫殿何廉と御用筋承合、次に松田清次何角と申談、加嶋屋手代万平・平八、鴻池手代専助・佐十郎・重助致出會、存奇等承合せ申^い(中略) 其後

問屋仲買共御呼出^二而、筑前蔵屋舗蠟荷余分^二積登せ相成居^い処、一向致入札買取不申段相聞^い、全体筑前国^二不限余分^二有之品相払可申^と有之、其品買取為致融通不申段、世間之甚問^二相成、不埒之至^二い、早々買取、為致融通^い様^二と稱舗被仰付有^之い由、尤其前^二加嶋屋も御番所江御呼出^二而、御仕組差問居申^い段、委數御尋有^之い故、一々御番所江申出^い由^二御座^い、右之通御頼入無^之い而御番所^ち御詮儀^二相成^い故、問屋仲買甚恐入、早々致入札、殊^二御札払之儀も能々氣服仕、一々思召之通り之御仕組^二相成、閏七月四日^二初入札仕^い、右之次第^二而入札仕^い故、直段^二老斤^二付老^二六分位^二而下直^二相成^い得共、俵數纒六百五拾俵之事故、無異儀蠟荷御渡方^二相成^い、右之通御仕法相立^い故、閏七月五日朝亀右衛門大坂表出立仕、中国路罷帰、閏七月廿二日福岡表江帰着仕^い(史料11)
仕(下略)

これに見られるように亀右衛門が大坂滞在の諸役人と打ち合せて、早速呼び出した商人に加嶋屋手代がいるが、更に福岡藩と密接な関係がある鴻池の手代三人がいることは、相当に現地の有力者を動かしていることがわかる。その上で、加嶋屋が前以て根廻しをした上、問屋仲買人共を呼び

つけ、入札しないことは「不埒之至」と藩権力を背景に恫喝するような態度で臨んでいる。これによって一挙に入札が行われ、仕組の体制実施が完成した。

さてこのような経過を辿って整えられた杣蠟専売仕法は、一八世紀末の幕藩制にどのような意味をもつものであろうか。

天下の台所といわれた幕府直轄都市の大坂も、次第に経済力において江戸に及ばぬようになっていく時代の推移は否定しようもなかったが、豪商居並ぶ中央市場大坂の機能は隠然たるものがあつたであろう。それ故に、杣蠟仕組による生蠟積登せに対して、拒否反応の姿勢を示したのは、生産物の商品化市場としての矜持は失われていなかったから、藩側としては少々とまどつたのである。生産物が商品として売られる難しさは、経済活動の基本過程であるから、その時と場の関わりあいという条件の中で展開するが、大坂市場という強力な経済組織を従わせるためには、仕組奉行亀右衛門自ら大坂まで出向いて手を尽くさねばならなかったことに現れている。九州の外様福岡藩の折伏に間屋仲買「恐入」り「気服」したことは、流通組織の変更をもたらしたことになるし、鴻池まで動員しての画策は大

坂市場であるだけに大きな意味をもち、そこまでいけた背景には、藩が強力な従来の体制から一つの国家体制に変化した結果の力強さではないかと考えられる。それは西南地域を中心として、計算貨幣とはいえ、各藩が独自に、自国の経済状態と隣藩あるいは関係のある諸藩とを感案して創った、藩の、つまり領国貨幣としての「匁銭」をもつにいたつた結果であると考ええる。多くの社会条件とからんだ前期的経済社会にあつて、領国貨幣をもつことの重要性を指摘したい。それは家康が、関ヶ原戦の翌年、つまり慶長六年（一六〇一）いまだ江戸幕府を開く二年前に全国統一貨幣を鑄造し、発行していることの意味を考えることと同じである。それに対して、幕藩制の中葉頃から匁銭が西国、殊に西南地域に創生しつづつ領国貨幣の意味をもつてきたのである。そのことは同時に、統一全国貨幣の外部的存在意義をもつことに外ならない。藩が国家として自律してゆきつづつあつたと考えるが、それ故に幕府に対抗する勢力が芽生え、それを助長したと思われる。

むすび——藩札論と為替銀

寛政八年（一七九六）より藩が強力に推しすすめた杣蠟

専売仕法の経過を少々詳しく辿ってきた。八年辰十月から実質的に、筒井龜右衛門を仕組奉行に任じて施行のための行動を始め、幾多の難関をのり越えて、翌九年閏七月にようやく大坂蔵屋敷の番所を通して問屋仲買人による蠟荷入札が始まって軌道に乗り、実質的専売制が施かれたのである。発議して約十ヶ月をかける熱の入れようであった。この間の詳細な記述を寛政九年十二月の段階でまとめた本史料は、極めて多くのことを教えてくれる。仕組奉行を勤めた筒井龜右衛門ならでは、これほどの詳述はできなかったであろう。

さてここで述べてきた主要問題についてまとめておこう。

まず、幕府の直轄都市大坂の商業組織が、一領国の専売仕法の権力的圧力を加えられて、それに対応する商人たちの変化である。専売制は、勿論、藩の財政窮乏からの脱出をはかった一つの手段であるが、特産物販売という利点を生かした制度は、石高制を基本とする藩の自らの変身を、つまり藩の商人化をもたらし権力の変質的転換であった。そのことは、財政政策として強化することの中に矛盾が含まれていたことを物語っている。つまり農民に柵の木栽培

とその実を会所への納入、あるいは板場への販売という商業化を藩自らが奨励した上に、生産物販売という商品貨幣経済への積極的役割を担わせることになった。そのことは、藩が商品買上げ、つまり貨幣支払いの必然的責務を負うことは当然である。しかし、前述の如く財政収入の獲得が基本的な専売制であるから、市場に出して取得する貨幣は、生産者に払う、というより藩庫に入れられるのが主目的で、農民や板場商人は販売代銀を受けとるのではなく、藩から渡されるのは手形類ということになる。それでも、兌換を前提で出される藩札が、不換紙幣になっていくのより、手形という債権・債務関係の裏付けのある貨幣代替物の方が信用されて流通し易かったのは確かであった。

ここで為替銀との関連で、問題点を指摘しておきたい。戸蠟が会所に納められる時、それは市場への販売ではない。会所から大坂に搬送され、蔵屋敷を通して問屋・仲買人へ入札させて、初めて商品となるのであって、会所納入時は、大坂市場で販売されることを前提として、販売価格の一部を荷主に渡されるのが為替銀である。これは明らかに藩札の一種である。つまり会所への納入は、藩が債権者になることであり、荷主は債権者となるので、正銀が支払

われるのは、大坂で販売され、仕切状あるいは正銀が福岡に届けられた時、債務者＝藩は債権者＝荷主に支払決済がなされるのであって、その戸蠟を会所に渡した時と支払いがなされる時との間の時間差が生じる時、それを信用関係と呼ぶことができる。それ故に、この為替銀は信用貨幣と規定されてよい。

そこで紙券の性格規定について整理しておこう。戦後、「近代化論」が日本・西欧の経済史研究で大きく取り上げられ、敗戦後の日本の進路決定にどう舵を切るかに論議は進められた。その中の一分野として、作道洋太郎は、藩札信用貨幣（通貨）論を提唱して一画期をもたらし、その重要な問題は現在もなお種々の影響を及ぼしている。

それは戦前、黒正巖の岡山藩札の研究、土屋喬雄の金沢藩札の研究など先学の研究を地味として、戦後の幕藩体制の研究と関連した流通史の一部面へ引き継がれたものである。それらはここでは一応措くとして、作道の理論を検討することに限定しておきたい。同氏の研究が、最も藩札論に集約されているからである。

基本的には、作道は「藩札をもって領内の通貨とする場合（中略）兌換紙幣の基本路線からははずれて不換紙幣と

なるばあいも少なくなかった。これは藩札が国家紙幣として機能した結果、初期の流通貨幣的性格から財政貨幣的性格を強めていったことによるものといえる」とまず規定している。この国家紙幣・財政貨幣ともに、藩権力の通用強制をとらなつたもので、鑄造貨の代替物であるし、それは流通手段として使用されるものである。だから国家を信用しているのではなく、いつでも兌換されるという触込みがあればこそ一般の者は安心して藩札＝紙幣を使用し、蓄わえるのである。ところがその直後「藩当局が一般に藩札を流布させる方法として採用した政策には、正貨と藩札の交換を強制するとか、領内の物産買上代金に藩札を用いた」と述べている。これは藩札が領内に流通するために支出された方法であつて、当然のことであろう。しかし、この正貨と藩札を交換する意味と、物産買上を行つて藩札を渡す意味は、本質的に異っているのである。前者は幕府鑄造貨を吸い上げて、紙幣を交えて流通させるのであつて、後者は商品と貨幣の交換である流通手段貨幣（紙幣）である。これが一たび財政窮乏の理由で手形を渡すことになれば、それは一挙に支払手段に転化する。この両者の峻別が、同氏の全理論体系で行われないうところに、藩札＝信用

貨幣（通貨）理論の混乱原因がある。つまり「藩札をもつて典型的形態とする近世の紙幣は、多元的・複合的な性格をもった信用通貨であつたと結論することができるとされる所以である。確かに氏の言われるように、多元的・複合的であるが、流通手段貨幣と支払手段貨幣の峻別方法論が行なわれねば、混乱するのは当然である。価値形態論の

正確な把握が必要であることは、柄谷行人の指摘を待つまでもあるまい。作道が「領国の紙幣に対する国家信用の問題と社会経済的な流通信用の問題に帰着する」⁽⁶⁾（傍点原文のまま）と主張するのは、この国家信用という裏付けがなされて信用貨幣として紙幣の不換制度が成立しうるのは、近代の金融制度が成立してからのことである。近世は藩権力の流通強制であつた、それ故に不換紙幣化された時に、価値急落が生じ、権力強制より経済法則の方が貫徹するのでもわかるであろう。

以上のような思考を基底として為替銀は藩札＝信用貨幣と捉えられる。

最後に藩内の二つの市場圏について指摘しておこう。遠賀川流域市場圏と甘木宿市場圏の相違は上述のとおりだが、その性格の違いによって、川船運賃や馬背輸送など、

その賃金の決定の方法も異なる。しかしただ一つ、会所が支払うのは六〇文銭の匁銭であることが大きな意味をもっていると考ええる。領内貨幣として博多・福岡会所も若松会所も、さらに植木や甘木の諸費用支出も、藩によって統一された匁銭の価値尺度機能により、余り誤認による格差騒動も少なかったようである。

以上、福岡藩札蠟専売法について述べてきたが、このような幕府の統制の下にありながらも、藩の自律性の生長と考えられる点は未だ文化期とはいえ、来るべき維新の底流となつていったと指摘しておきたい。藩国家の成長過程であつた。

(1) 拙稿「福岡藩札蠟仕組と領国内市場圏」、『経済史再考 日本経済史研究所開所七〇周年記念論文集』思文閣出版、平成一五年五月

(2) 最近の論稿で、商品を購入して支払った貨幣を支払手段と称しているのを見かける。これは商品と貨幣の交換、貨幣の流通手段である。支払手段は商品を購入して、同時に支払うのではなく、手形類を渡し、交換行為が行われた時から、時間を経て決済されるのを支払手段と規定する。その決済が行われるまで販売者は債権者、購買者は債務者である。

(3) 作道洋太郎著『近世日本貨幣史』弘文堂、昭和三十三年

六月。同著『近世封建社会の貨幣金融構造』塙書房、昭和四十六年六月。

(4) 作道右掲『金融構造』五七頁。

(5) 柄谷行人著『定本柄谷行人集』3「トランスクリティーク」特に価値形態論及び信用貨幣論の各所。

(6) 作道前掲『近世日本貨幣史』一三九頁。

〔史料〕 秀村選三校註『寛政九年一二月 御國中榎実蠟御仕組記録』三奈木黒田家文書、宮本又次編『九州経済史論集』第三卷所収、福岡商工会議所刊、昭和三十三年五月。

(史料1) 右掲史料 二一八頁

(史料2) 右同 二一八〜二一九頁

(史料3) 右同 二一九〜二二〇頁

(史料4) 右同 二二二頁

(史料5) 右同 二二五頁

(史料6) 右同 二二二〜二三三頁

(史料7) 右同 二三三〜二三四頁

(史料8) 右同 二三五頁

(史料9) 右同 二四三〜二四四頁

(史料10) 右同 二四四頁

(史料11) 右同 二四四〜二四五頁

〔追記〕 本稿執筆の直前、先輩であり、貨幣史の先学であった作道洋太郎氏が急逝された。断腸の思い。ただ只管、氏

の御冥福を祈るのみ。

(ふじもと たかし・福岡大学名誉教授)